

4. 2号・3号認定申請と保育利用の申込み

※令和7年
4月1日から
保育を受けたい方

平成31年4月2日から令和6年10月1日までに生まれた児童で保護者・児童ともに名張市に住民登録のある児童が対象です

○申込書類の配布場所と期間

- ・各保育施設、市役所保育幼稚園室で配布
- ・令和6年9月24日（火）～10月11日（金）
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで

○申込受付期間と受付場所【一次受付】

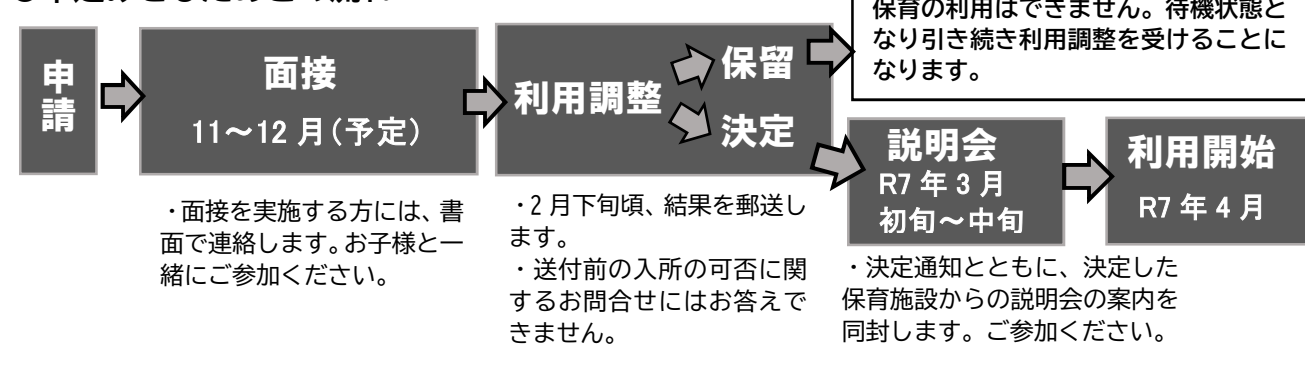
- ・令和6年9月27日（金）～10月11日（金）
土日祝除く 午前8時30分～午後5時15分まで
- ・利用第1希望の保育施設へ提出してください。
（郵送での提出はできません。）※期間・時間厳守

※申請時点で名張市に住民登録がなくても申込みことはできますが、名張市に転入するまでは仮認定になります。転入手続き後、必ず市役所保育幼稚園室へお越しください。（令和7年3月31日までに転入している必要有）利用が決定した場合でも、令和7年3月31日時点で名張市に住民登録の確認ができない場合は、決定取消しとなります。

○ご用意いただく書類

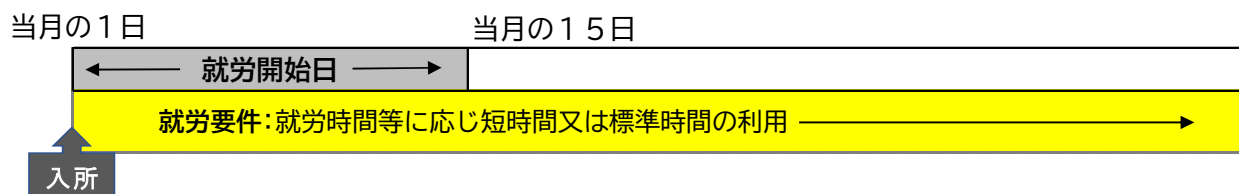
必要な書類の一覧・記載例など、詳しくはP13～15およびP26～29をご覧ください。

○申込みをしたあとの流れ



○就労で入所の場合の就労開始日や入所要件について（育休明け保育は除く）

【1日～15日までに就労を始める場合】 ※入所日から保育料がかかります。



【16日以降に就労を始める場合】

※入所日から保育料がかかります。

